

ACAP 正会員入会基準

平成 16 年 11 月 17 日制定

2010 年 4 月 1 日改定

常任理事会の承認事項である正会員入会申込について、審議を進めるための入会基準を以下に定める。

【正会員入会基準】

- 1 本会の目的に賛同し、自社の消費者志向を目指すために入会を希望することが不可欠である。もって社会経済の消費者志向に寄与する活動を展開する意向を持ち活動すること。申込者および所属する企業または事業者団体（以下、企業等）に、その意志が確認できれば、所属企業等の業種や規模にかかわらず広く入会を認めることとする。
- 2 但し消費者志向体制の実態については、所属企業等および申込者本人について以下の項目を確認する。
 - ①所属企業等について
 - ・ 企業等として消費者志向体制に取り組む姿勢をもっていること
 - ・ 入会した場合に会員が積極的に会の活動に参加できる状況であること
 - ・ 会員が交代しても、継続して活発に活動する意志をもっていること
 - ・ 過去に大きな消費者問題を起こしていないこと、または過去の消費者問題について具体的な改善活動を行なっていること
 - ・ 会に所属することが営業目的でないこと
 - ②本人について
 - ・ 消費者関連部門の業務、または消費者志向体制に取り組むための準備業務に携わっていること
 - ・ ACAP に入会して何をやりたいのか、具体的な希望をもっていること
 - ・ ACAP の活動について理解していること
- 3 上記項目については、入会申込書記入状況で考慮する。必要に応じて、本人または上司に対し事務局長または事務局長が指名する者が面談を申込み、企業等を訪問し確認する。また、事務局長は必要に応じ、国民生活センター等への情報開示請求により実態調査を行なう。

以上